

# 事務局職員の定数及び待遇に関する規程

(定数)

第1条 公益財団法人神戸大学六甲台後援会の事務局職員の定数は、次号のとおりとする。ただし、特任職員、臨時職員及びパートタイマーは、事務局職員に含めない。

(1) 職員の定数は、2名とする。

(2) 前号の定数の内、1名は事務局長とする。

(3) 第1号の規定にかかわらず、定年により退職のため、引継ぎ等の業務がある場合は、当該年度の4月1日から6月30日までは、3人とすることが出来る。

(給与手当)

第2条 給与手当は、給与、期末手当と通勤手当とする。

(給与月額)

第3条 給与は、毎月支払い、その金額は別表(1)のとおりとする。

(給与の支給)

第4条 給与は、毎月17日に支給する。

2 前項に規定する日が、日曜日に当たるときは、当該規定する日の前々日、又、その日が土曜日に当たるときは当該規定する日の前日とする。ただし、当該規定する日の前々日、若しくは当該規定する日が14日になるときは18日とする。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月と12月に支給するものとする。

2 支給割合は、別表(2)のとおりとする。

(期末手当の支給)

第6条 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。

2 前項に規定する日が、日曜日に当たるときは、当該規定する日の前々日、又、その日が土曜日に当たるときは、当該規定する日の前日とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、国立大学法人神戸大学職員給与規程に定める通勤手当に準ずるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事長の決裁により行う。

附 則

この規程は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月11日から施行する。

別 表 (1)

|      |      |          |
|------|------|----------|
| 給与月額 | 事務局長 | 230,000円 |
| 給与月額 | 職 員  | 200,000円 |

ただし、上記の給与月額の増額若しくは減額は、該当者の勤務実績や経済環境の変化を勘案して、理事長の決裁により行うものとする。

別 表 (2)

|      |     |          |
|------|-----|----------|
| 期末手当 | 6月  | 給与月額の2ヶ月 |
| 期末手当 | 12月 | 給与月額の3ヶ月 |